**海外遠征承認申請について【説明】**

関係規定・・・競技会規則第21条 [海外における競技]

第21条[海外における競技]

　加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

注意事項及び作成要領

1. 海外遠征に出発する日の**前々月の末日まで**に、岩手県サッカー協会に提出してください。

（メール/ＦＡＸ/郵送にて）

1. 添付書類

【申請時】 **・当該チームの申請書　（Ｗｏｒｄ）**

**・海外遠征申請書振込明細添付用紙　（Ｗｏｒｄ）**

**・参加者名簿　（選手団責任者、役員、選手名記入のこと）　（ＥＸＣＥＬ）**

**・日程　(案)**　**（ＥＸＣＥＬ）**

* 申請料　5,400円（税込）を、下記の口座に、チーム名にてお振込みください。

岩手銀行 青山町支店 普通 2003383

公益社団法人岩手県サッカー協会 会長 佐藤 訓文

* 日本協会の承認を得ずに海外遠征を行なった加盟チームまたは選手は、競技会規則第8条により処分の対象となりますのでご注意ください。
* 日本協会は、海外遠征承認後に遠征先協会にその旨を通知します。

申請料の入金、書類の到着を以って県協会承認とし、その後JFAへ申請いたします。

本件に関するお問い合わせ先（書式提出先）

（公社）岩手県サッカー協会　TEL：019-681-8010/FAX：019-681-8012

〒028-3318　紫波郡紫波町紫波中央駅前2-1-1

Ｍａｉｌ：gyoumu@fa-iwate.com